

第2期千歳市子ども・子育て支援事業計画（案）に係るパブリックコメント前後の新旧対照表

新	旧
<p>P4 2行目</p> <p>本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項の「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけられています。<u>また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」（放課後子ども総合プランに基づく取組内容を含む）も本計画に含みます。</u></p> <p>国から示された「子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の基本指針」に基づき、<u>国際目標のSDGsの理念を踏まえ</u>、千歳市が取り組むべき方策と達成しようとする目標や実施時期を定め、千歳市総合計画や関連する個別計画と整合する計画となります。</p>	<p>本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項の「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけられています。</p> <p>国から示された「子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の基本指針」に基づき、千歳市が取り組むべき方策と達成しようとする目標や実施時期を定め、千歳市総合計画や関連する個別計画と整合する計画となります。</p>
<p>P5 全部</p> <p>SDGsの説明を記載。</p>	
<p>P50 全部</p> <p>保育の提供範囲の図を車で20分の範囲と30分の範囲を記載。</p> <p>「向陽台地区」の特定教育・保育施設の利用状況を掲載。</p>	
<p>P52 (1) 幼児教育・保育の無償化 下から4行</p> <p>市の独自軽減も記載。</p> <p>「施設等利用給付認定（新1号・新2号・新3号認定）」が必要となります。</p> <p><u>新制度の幼児教育・保育施設に在園する3歳以上児の副食費については、年収360万円未満相当の世帯と、第3子以降の子どもがいる世帯を対象に無償化することとなりましたが、これに併せて新制度の対象とならない私学助成の幼稚園についても新たな地域子育て支援事業の一環として、同様の対象範囲において、副食費の助成をしています。</u></p>	<p>「施設等利用給付認定（新1号・新2号・新3号認定）」が必要となります。</p>
<p>P57 以降</p> <p>「量の見込み」等は暫定値から確定値へ。</p>	
<p>P80 7 その他の個別施策の指標</p> <p>「基本目標1 子どもが自己肯定感と幸福感を抱ける環境の充実」</p> <p>基本施策（3）<u>家庭や地域の教育力の向上</u></p> <p>具体的施策 <u>青少年の多様な体験活動機会の充実</u></p> <p>指標 <u>参加者の満足度</u></p> <p>到達目標 <u>95%以上</u></p> <p>※「子どもの自己肯定感と幸福感を抱ける環境を充実させるため」には「ランドセル来館の実施か所数を増加させること」よりは「子どもの体験活動の機会の満足度を上げること」の方が指標としてはふさわしいため。</p>	<p>「基本目標1 子どもが自己肯定感と幸福感を抱ける環境の充実」</p> <p>基本施策（3）子どもが健やかに育まれる環境の充実</p> <p>具体的施策 「ランドセル来館」事業の推進</p> <p>指標 実施か所数</p> <p>到達目標 94%</p>
<p>ちとせ子育て特典カード事業の推進 到達目標 <u>120</u> 店舗</p>	<p>ちとせ子育て特典カード事業の推進 到達目標 100 店舗</p>

新	旧
<p>P128 ③安全な道路交通環境の整備</p> <p>今後の取組 今後も子どもや子ども連れの親子を含めたすべての歩行者が安全で快適に通行できるよう、バリアフリーに配慮した歩道整備を進め、歩行者が安全で快適に通行できる歩行空間の確保に努めます。</p> <p><u>また、国は、教育・保育施設等が行う散歩等の園外活動における安全確保のため、「キッズゾーン」の設定を推進しており、既に導入している自治体の設置状況や効果などを調査・研究していきます。</u></p>	<p>今後の取組 今後も子どもや子ども連れの親子を含めたすべての歩行者が安全で快適に通行できるよう、バリアフリーに配慮した歩道整備を進め、歩行者が安全で快適に通行できる歩行空間の確保に努めます。</p>
<p>P135 ⑦児童虐待マニュアル等の作成・配布による普及啓発</p> <p>今後の取組 <u>今後も、本マニュアルの活用による児童虐待防止の取組みを推進するとともに、令和2年4月の児童虐待防止法の改正による、「親の体罰禁止」の厳格化に伴い、保護者や地域への児童虐待に関する啓発物品の配布や、11月の児童虐待防止推進月間でのイベントの開催などの取組みを通じ、児童虐待の発生予防や早期発見への普及啓発を強化します。</u></p>	<p>今後の取組 虐待を受けている子どもや、支援を必要としている家庭を早期に発見し、適切な保護や支援を図るためには、関係機関をはじめ市民一人ひとりが虐待に対する共通認識を持つ必要があります。</p> <p>今後も児童虐待防止に向けて本マニュアルを活用し、迅速・的確な対応に努めます。</p>
<p>P137 ①母子・父子自立支援員による相談体制の充実</p> <p>これまでの成果と課題 このほか、母子・父子の就労や児童の就学時に必要な各種資金の貸付を行う「母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度」の相談及び申請の受付なども行っています。</p> <p><u>一方で、離婚の際に養育費の取り決めをしないで、貧困に陥るといった現状があることから、養育費に関する相談対応の強化を図る必要があります。</u></p>	<p>P137 ①母子・父子自立支援員による相談体制の充実</p> <p>これまでの成果と課題 このほか、母子・父子の就労や児童の就学時に必要な各種資金の貸付を行う「母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度」の相談及び申請の受付なども行っています。</p> <p>また近年では、高校教育の無償化により、貸付件数、貸付金額は減少傾向になるものの、高校卒業後の進学希望による貸付件数等が増加傾向にあります。</p>
<p>P138 ⑤母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業の推進</p> <p>これまでの成果と課題 母子家庭及び父子家庭の経済的な安定と自立に向け、適職に就くために必要な技術や資格を取得するための就労支援策として、指定された教育訓練講座を受講し修了した場合に、費用の一部を支給しています（自立支援教育訓練給付金）。</p> <p>また、看護師、保育士等の経済的自立に効果的な資格を養成機関で1年以上修業して取得する場合に、国が定める額に準ずる修業期間中の生活費を支給しています（高等職業訓練促進給付金）。</p> <p><u>「千歳市子ども・子育て支援アンケート調査」結果では、ひとり親家庭の半数以上が250万円未満の所得が低い世帯であったことから、ひとり親家庭の自立に向けて、さらなる事業の推進が必要です。</u></p>	<p>これまでの成果と課題 母子家庭及び父子家庭の経済的な安定と自立に向け、適職に就くために必要な技術や資格を取得するための就労支援策として、指定された教育訓練講座を受講し修了した方に、費用の一部を支給しています（自立支援教育訓練給付金）。</p> <p>また、看護師、保育士等の経済的自立に効果的な資格を養成機関で1年以上修業して取得する場合に、国が定める額により修業期間中の生活費を支給しています（高等職業訓練促進給付金）。</p>

新	旧
<p>P140 ②児童発達支援センターの設置等による地域支援の充実 今後の取組 「こども通園センター」で実施している、児童発達支援事業や訪問療育支援事業（保育所等訪問支援）及び「千歳市指定障害児相談支援事業所」で実施している、障害児相談支援事業などのほか、居宅訪問型児童発達支援事業の療育支援事業を一体的に行う、「児童発達支援センター」を令和2年4月に開設し、相談から発達支援、保育所等における療育支援体制を強化するほか、関係事業所や関係機関との連携をさらに密にし、療育支援の拠点化に取り組めます。 さらに、「こども通園センター」から「児童発達支援センター」への移行にあわせ、利用児童の給食や保護者への食事指導について、これまでの手法に味覚、視覚、聴覚及び嗅覚などの感覚が過敏な発達障害等の子どもへの対応を加えた食事指導を「わくわく給食」と称し、「児童発達支援センター」を利用する子どもの食欲の向上や偏食の改善などに取り組めます。 また、「児童発達支援センター」への移行に伴う利用料の増額分については、市が独自に軽減し、保護者の負担緩和に努めます。</p>	<p>今後の取組 子どもの生活を見据え、発達状況や課題にあったサービスの利用ができるよう、専門的な視点からの相談を充実させていきます。 また、療育指導を必要とする乳幼児の増加や保護者からの多様なニーズに対応するとともに、早期から障がいや発達の状況に応じて地域における適切な療育支援が受けられるよう、障害児相談支援、児童発達支援、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援事業を一括して取り組む児童発達支援センターを令和2年4月の設置を目指します。 相談から発達支援、保育所等における療育支援体制の強化など、関係事業所や機関との綿密な連携を図り、早期療育体制の充実や地域での療育支援の拠点を目指します。 児童発達支援等の利用者（保護者）負担の無償化対策外となる方の利用者負担額については、児童発達支援センター化に伴い、利用料が上昇することがないよう、利用料を据え置きする軽減措置をします。</p>
<p>P141 ③居宅訪問型児童発達支援事業の実施 これまでの成果と課題 医療的ケアが必要な子どもや、重度の障がいがあるため外出が著しく困難な子どもに対し、市では令和元年7月から居宅訪問型児童発達支援事業を試行的に実施し、職具体制の整備や専門的知識の習得、対象児童の把握などに取り組んでいます。 今後の取組 令和2年度から、居宅訪問型児童発達支援事業を本格実施し、重度な障がいのある児童に対する、自宅での適切かつ効果的な療育支援の提供体制整備に努めます。 ※新規追加</p>	
<p>P148 ②「子育てするなら、千歳市」のブランディングの推進 これまでの成果と課題 平成26年度より、ブランドネームを「子育てするなら、千歳市」と掲げ、妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない支援をするための先進的な施策や地域特性を生かした事業を展開し、「子育てするなら、千歳市」と感じてもらえるようなプロモーション活動を実施しています。 これまで、市のホームページや地域情報誌などによるPR手法のほか、令和元年度からは、子育て支援団体との協働事業としてSNSなどを活用した情報発信「ママからnet.」によるPR活動を実施しています。 このほか、令和元年11月に採択した、「千歳市子育てママ応援会議」による“みんなで子育て応援宣言”（163ページ参照）を市内外に発信し、市民協働による「子育てにやさしいまち」の実現に取り組んでいます。 今後の取組 今後も、“子育て世代に選ばれるまち”を目指し、本市の子育て支援施策を市内外に広くPRするため、子育て環境の変化と時代の潮流を踏まえた効果的なブランディング事業を検討し、「子育てするなら、千歳市」の魅力のある情報発信に努めます。</p>	<p>これまでの成果と課題 平成26年度より、ブランドネームを「子育てするなら、千歳市」と掲げ、妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない支援をするための先進的な施策や地域特性を生かした事業を展開し、「子育てするなら、千歳市」と感じてもらえるようなプロモーション活動を実施しています。 これまで、市のホームページや地域情報誌などによるPR手法のほか、令和元年度からは、子育て支援団体との協働事業によるSNSなどを活用した情報発信「ママからnet.」によるPR活動を実施しています。 今後の取組 今後も市内外に子育て環境をPRするため、引き続き事業を実施していくとともに、時代に即した新たなPR手法を検討し、「子育てするなら、千歳市」のPRに努めます。</p>

新	旧
P153 第6章 計画の推進にあたって 1 計画の進捗管理 (1) 進捗状況の把握及び評価 中段に「子ども・子育て支援アンケートの結果」を追加。	
P157~158 資料編 計画の策定経緯を記載。	
P159 パブリックコメントの結果概要を記載	
P160 千歳市子ども・子育て会議条例を記載	
P161 千歳市子ども・子育て会議の委員名簿を記載	
P162 千歳市子育てママ応援会議設置要綱を記載	
P163 千歳市子育てママ応援会議の委員名簿を記載	
P164 みんなで子育て応援宣言を記載	